

## 令和5年2月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年2月3日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が2月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長											
1番 後藤 聖憲 委員	2番 藤嶋 祐美 委員	3番 二村 啓二 委員	4番 城野 幸司 委員								
5番 圃田 忠公 委員	6番 野上 政憲 委員	7番 佐藤 幸子 委員	8番 竹尾 奈美 委員								
9番 柳井 博之 委員	10番 後藤 博幸 委員	11番 中野 定重 委員									

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

### 付議議案

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願いについて

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第13号 農地法改正に伴う、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段の下限面積の告示の廃止について

議案第14号 農地利用最適化交付金事業実施要綱の制度改正に伴う、条例及び条例施行規則の一部改正について

議案第15号 農用地利用配分計画案の取り下げについて

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。
- 議長 それでは、議長をしばらく務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号5番 圭田 忠公委員と、議席番号6番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。  
議案審議に入ります。  
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 1ページをお開きください。  
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出があったので提案する。  
令和5年2月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二
- 番号1、(畳) 1,341 m<sup>2</sup> 外3筆 合計 4,803 m<sup>2</sup> については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。1月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤博 私、後藤より、柳井委員と1月25日に実施しました議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田および畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田および1筆の畠で、1筆の田についてはここ数年耕作されていませんが、その他については適切に耕作されています。許可後は水稻と甘藷の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【下限面積要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第24地区、亀井推進委員さんお願いします。

亀井 第24地区、推進委員の亀井です。

推進委員 番号1田および畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田および1筆の畠で、1筆の田についてはここ数年耕作されていませんが、その他についてはこれまで適切に耕作されていま

す。許可後は水稻と甘藷の作付けを行うとのことです。譲受人は隣の地区に住んでおり、今後は適切な管理が行われると思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページをお開きください。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和5年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 1,000 m<sup>2</sup> 外3筆 合計 1,380 m<sup>2</sup> については、賃借権を設定し、河川工事用の資材置場と進入路を設置するため一時転用を行うものです。

農地の区分は農用地区域内農地となります、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供する場合で、かつ、農業振興整備計画の達成に支障がないと考えられるため申請の受付をしています。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳井 委員 私、柳井と後藤委員さんと事務局で1月25日に実施しました議案第9号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、賃借権を設定し、河川工事用の資材置場や進入路として一時的に利用するものです。

申請地は4筆の畠で、2筆については適切に耕作されていますが、ほか2筆については数年間耕作されていないと思われます。

審査項目の立地基準①および②について、申請地は農用地区域内農地であります。3年以内の一時的利用として「不許可の例外事項」に該当するものです。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号1の田については賃借権を設定し、河川工事用の資材置場や進入路として一時的に利用するものです。

周囲は水田やイチゴハウスが広がる地域ではありますが、工事現場の隣へ資材置場を設けることや、カーブを取って進入路を拡げることはやむを得ないと思われます。約1年の工事終了後は現状に復帰するとのことで、特に問題は無いと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第10号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 7ページをお開きください。

議案第10号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 89 m<sup>2</sup>、申請者の土地については、平成14年8月より簡易水道組合の給水地及び管理棟として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号2、(田) 231 m<sup>2</sup> 外1筆、合計396 m<sup>2</sup>、申請者の土地については、昭和37年頃より、宅地として利用し住宅が建築されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

以上、非農地証明願2件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第10号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 10ページとなります。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和5年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第2号）「令和5年2月3日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和5年1月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。

1ページの中段やや下の「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。田については、 $84,914\text{ m}^2$  96筆、畑については、 $45,931\text{ m}^2$  28筆、合計 $130,845\text{ m}^2$ 、124筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が55名に対して、借り手は20名となります。各筆明細につきましては、4~13ページに掲載していますのでご覧ください。

次に1ページの下段「所有権移転」の合計欄をご覧ください。畑について、 $4,546\text{ m}^2$  2筆です。各筆明細につきましては、13ページ下段に掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年2月3日公告予定の農用地利用集積計画（第2号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第12号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次長 11ページをお開きください。

議案第12号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和5年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1ページを説明しますのでご覧ください。

(畑) 1筆 2,998 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明します。

(畑) 2筆 合計 2,934 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に5ページを説明します。

(畑) 4筆 合計 3,810 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は6ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 7 ページを説明します。

(畑) 1 筆  $1,713 \text{ m}^2$  を配分するものです。農用地の所在は 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 9 ページを説明します。

(畑) 7 筆 合計  $5,289 \text{ m}^2$  を配分するものです。農用地の所在は 10 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 11 ページを説明します。

(田) 1 筆  $1,318 \text{ m}^2$  を配分するものです。農用地の所在は 12 ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、6 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。次に追加議案第 13 号 農地法改正に伴う、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段の下限面積の告示の廃止について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の 12 ページをご覧ください。

議案第 13 号 農用地改正に伴う、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段の下限面積の告示の廃止について、農業経営基盤強化促進法等の

一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 5 条の規定により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積要件が廃止されることに伴い、同号の規定により定めた別段面積の告示の廃止について提案する。

令和 5 年 2 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の資料をご覧ください。

農地法 3 条（農地を農地として利用するための権利移動）については、農地法第 3 条第 2 項第 5 号で、都道府県は下限面積が“50 アール”となっています。これを、平成 29 年 4 月 5 日に白杵市農業委員会で、下限面積を“30 アール”として告示しています。また、平成 31 年 3 月 4 日に空き家バンクに付隨する農地については、下限面積を“1 アール（1 アール未満の場合はその面積）”として告示し、白杵市の下限面積についてはそれぞれ運用を行ってきました。このことについて、令和 5 年 4 月 1 日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 5 条の規定により、農地法 3 条の下限面積要件が廃止されることに伴い、先に行った下限面積に係る告示の効力が失われることから、当該告示を廃止するものです。資料の裏面は本案件の「告示」の（案）となります。

なお、当該法律の施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となっていますので、施行期日で記載している改正法の施行の日は「令和 5 年 4 月 1 日」となります。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。今の説明にご意見のある方はいませんか。

疋 田 はい。

委 員 これは 4 月から下限の面積は 0 になるということでしょうか。

首 藤 はい。下限面積については 0 でも良いです。あとは地域との調和要件や全部効率利用要件などの他の要件は残るのですが、それらを満たしていれば何 m<sup>2</sup> でも良いです。

疋 田 要件を満たせば誰でも農地を取得できるということですね。

委 員

首 藤 そうですね。要件を満たしており、その人が今後も農地を守っていけるのかと確認できれば面積は問いません。

主 幹

疋 田 わかりました。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第13号 農地法改正に伴う、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段の下限面積の告示の廃止について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 農地法改正に伴う、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段の下限面積の告示の廃止については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第14号 農地利用最適化交付金事業実施要綱の制度改正に伴う、条例及び条例施行規則の一部改正について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の13ページとなります。

議案第14号 農地利用最適化交付金事業実施要綱の制度改正に伴う、条例及び条例施行規則の一部改正について、農地利用最適化交付金事業実施要綱の制度改正に伴い、臼杵市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成29年臼杵市条例第12号）第4条第1項及び臼杵市農業委員会の委員の定数等に関する条例施行規則（平成31年臼杵市規則第7号）第3条各号の改正について提案する。

令和5年2月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の資料をご覧ください。

本年7月1日に農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正が行われ、農業委員、最適化推進委員の農地利用最適化活動に係る報酬についての算定方式が改正されました。これに伴い、現在、条例及び条例施行規則で定められている能率給の算定方式を改正後の制度に応じた算定方式に見直すという内容です。

改正の内容についてご説明致します。（1）条例の一部改正、（2）条例施行規則の一部改正についてご覧ください。併せて、その裏にそれぞれ現行の条例と条例施行規則を添付していますのでご覧ください。

一部訂正がございまして、（1）条例の一部改正について、第4条第1項中、「月額上限」と記載しておりますが、「上限」という記載はございませんでしたので削除してください。「月額47,445円を超えない範囲」と書いておりますが、こちらを「農地利用最適化の活動に従事した実績に応じ、予算の」と改めます。

次に、（2）条例施行規則の一部改正について、これは第3条の能率給の算定の各号について改めます。現行（1）は、「活動実績による額が、毎年4月1日から翌年の3月末日までの間において、農地利用の最適化に係る活動を行った月の数に、7,000円を超えない範囲で別に定める額を乗じて得た額とする。」と書いております。これにつきましては、「成果実績による額」という形で、「農地利用最適化交付金の交付額につき農業委員又は推進委員1人当たりの成果実績払いの算定基準として農林水産省が定める計算方式により得られる額とする。」という風に表現を変えます。また、現行（2）は、「成果実績による額」につきましては、「毎年1月1日から12月末日までの間における農地利用の最適化の成果に応じて交付される農地利用最適化交付金の額に当該成果を成した人数を除して得た額とする。ただし、1か月当たりの成果実績による額の上限は40,445円とする。」と表現されていますが、改正後は、「活動実績による額として、農地利用最適化交付金の交付額につき農業委員又は推進委員1人当たりの活動実績払いの算定基準として農林水産省が定める計算方式により得られる額とする。」という表現になります。

原稿をつけておりますが、条例の第4条の3行目に書いてある「月額47,445円を超えない」というところに、先ほどの（1）の一部改正の表現

に変わります。規則に関しても、先ほどと同じように変わります。

条例については3月議会に提案し、賛成による議決がされれば条例施行規則の一部改正について、市長決裁を受ける流れになります。これにつきましては、金額の単価について、現行ではきちんと書かれているのですが、制度改正について、農林水産省がこの単価の上限を定められないというようなことで、算定方式は「金額×月数」というところから、行った活動をポイント化しそのポイントを積み上げて、さらに全国で積み上げて、ある予算で割り振るという形になりますので、実際にいくらになるのかという上限金額が定められないために、表現としては「農林水産省が定める計算方式により得られる額とする」という表現になっております。以上で説明を終わります。

議長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第14号 農地利用最適化交付金事業実施要綱の制度改正に伴う、条例及び条例施行規則の一部改正について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地利用最適化交付金事業実施要綱の制度改正に伴う、条例及び条例施行規則の一部改正については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第15号 農用地利用配分計画案の取り下げについて事務局より説明をお願い致します。

次長　　議案書の14ページとなります。

議案第15号 農用地利用配分計画案の取下げについて、令和4年7月定例総会、議案第36号 農用地利用配分計画案について、下記理由により取下げてよいか提案する。

本件は、農地中間管理事業で賃借権が設定されている2筆について、借受人が借り受けるものであった。しかし、当該農地の維持管理について苦情が出ており、土地所有者は同氏及び法人への配分を希望していない。この状況に鑑みて、本件について取下げを提案するものである。

令和5年2月3日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別紙に農用地の所在がありますのでご覧ください。なお、本件の詳細につきましては、担当より説明をいたします。

大 津 農地中間管理事業を担当しております、大津です。よろしくお願い致します。

主 幹 本件について、令和4年7月総会、議案第36号　中間管理事業による農用地利用配分計画案の中で、会社への配分替えになるのですが、出し手の方は変わらず、耕作者が個人から、会社へ配分替えをし、配分計画案を提案させていただいたところでした。7月の総会の時には承認を頂いていたのですが、その後、会社から必要な書類が提出されておらず、中間管理機構との賃貸借による利用権設定というものがなされていない状況でした。

現地はハウスが建てられているのですが、これまで耕作をしている様子もなく、区長等からは農地の維持管理について苦情が寄せられておりました。こちら事務局からもこのことについてと、これから農地の利用について協議をさせていただきたいという文書を送っているのですが、何も連絡がないまま現在に至っております。

地権者さんからも、当該法人ならびに取締役個人に対して配分をしてほしくないということあります。このようなことから令和4年7月定例総会、議案第36号　農用地利用配分計画案の中の会社にかかる件の取下げについて提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋 はい。

委 員 農地中間管理機構が間にしているんですよね。このような問題が起こったときに、中間管理機構が対処するということにはなっていないのでしょうか。

議 長 大津さん、お願ひします。

大 津 はい。配分計画自体は、みなさんから意見聴取をして承認をいただいているところなので、公社には配分計画によって借受人が借りるという手続きをしようとしていたところ、書類が提出されていなかったため、そのまま契約自体が何も起きていない状況です。先ほども申しましたように、こちらに苦情が寄せられていましたので対応をしていたのですが、維持管理等について改善が見られるまで時間がかかるというような状況になっております。

野 上 新規でハウスを建てているということですか。  
委 員

大 津 そうですね。個人で借りているときに建てており、それがそのまま残っている状態です。  
主 幹

野 上 以前はちゃんと作っていたのですね。その人は辞めたのですね。  
委 員

大 津 そうですね。段々、耕作をしなくなってしまったということです。  
主 幹

疋 田 代表者は変わっていないですか。  
委 員

大 津 そうですね。

主 幹

局 長 今まで個人で申請をしていたのですが、今回、名義を会社名に変えるために申請をしたということで、名義替えをしたということになります。今回は、会社名で借りるようになっていたのですが、その手続きが進んでおらず、そこに応じて審査している間にいろいろな苦情が出たので、取下げの提案をさせていただきました。

野 上 耕作は何もしていないのですか。

委 員

局 長 一部はピーマン等を植えていたのですが、大きいハウスについてはニラなどを植える話をしていたのですがしておらず、周囲も荒れている状況でもありましたので、地権者から苦情が出たということあります。

疋 田 その会社は他にも圃場があるのですか。

委 員

局 長 はい。他にも圃場があります。そこについては、本人が経営をしているのですが、従業員さんにお任せしているところがあるので、そこについては今のところ問題はなく、耕作をしている状態です。

野 上 作業員がいなくなったのでしょうか。

委 員

局 長 作業員がいなくなったというわけではないのですが、手広くやっているみたいなので、管理ができなくなった状態が起こったものだと思って

おります。

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第15号 農用地利用配分計画案の取下げについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第15号 農用地利用配分計画案の取り下げについては原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。